解体等に関する情報		備　考
解体等を完了した日（注４）	年　月　日	
申請理由	□法第１４条（第１号に係る部分に限る。）の規定により第９条第４項の効力が失われた。 □法第１５条の規定により第９条第４項の認定が取り消された。	

添付書類（注５）	書類の種類	書　類　名	備　考
	①印鑑証明書（注６）		
	②産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（注７）		
	③設備を売却し、引き渡したことを証する書類（注８）		
	④罹災証明書（注９）		
	⑤写真（設備の取り外し前・中・後）		
	⑥その他（注１０）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
（注２）　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第１３条の８第２項の規定により、廃止届出とともに本申請書を提出する場合にはチェックすること。
（注３）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注４）　最終処分若しくは中古市場への売却を行い、又は災害等による逸失が生じた日を記載すること。
（注５）　申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。なお、廃止届出とともに本申請書を提出する場合で、当該廃止に係る届出書に添付した書類と同一の書類を本申請書にも添付すべきときには、当該添付すべき書類を本申請書に添付せず、備考欄にその旨記載すれば足りる。
（注６）　本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注７）　発電設備を廃棄する場合に添付すること。最終処分終了を確認できるものであることが必要。
（注８）　発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
（注９）　発電設備が災害等により逸失した場合に添付すること。
（注１０）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第十九を次のように改める。

様式第１９

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
（１０ｋＷ未満の太陽光発電を除く）

年　月　日

経済産業大臣　殿

提出者　住　所　（〒　－　）
（注１）

氏　名

（法人番号：　　）（注２）
（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　－

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成２８年経済産業省令第８４号）附則第６条第２項、第６項及び第７項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

事　業　計　画　内　容		備　考
設備ＩＤ		
発電設備の設置場所（注３）		□別紙あり
太陽電池の合計出力（ｋＷ）（注４）		
風車の型式番号（注５）		
事業区域の面積（㎡）		
接続申込み日	年　月　日	
接続契約締結日	年　月　日	
接続契約締結先		
電源接続案件募集プロセスへの参加の有無	□有（エリア名：　　）　□無	
工事費負担金	円（税抜き）	
連系工事期間		